

教育長選任議案を否決、越谷市議会史上初の異常事態に。3月議会で選出

昨年12月市議会で18年間にわたり教育長を勤められた吉田茂氏の退任に伴い後任人事の議案が、反対21票、賛成10票で否決された。

反対した議員は、自民党、公明党、立憲民主党、共産党、維新の会等の既存政党に所属する議員だった。越谷市議会史上、人事議案でしかも教育長と言う重責の特別職が否決されたのは過去に前例がない。

これまでは教育長を含む様々な人事議案（例えば人権擁護委員等）に対して質疑はもとより否決事態は皆無だった。

それでは何故21人もの議員が反対したのかは、誰一人も反対討論に立つことがなかったため、一切不明だ。提案された人物が何故不適格なのか、どのような人物ならば賛成出来るのか、他に適材の候補がいるのか等全く知る由もない。

しかし、3月市議会では市長は別の候補者を人事議案として提案し、賛成多数で選任された。これで4月以降は教育委員会の体制はととのったのだが、最重要課題である不登校やいじめ問題の解決にはたして期待出来るのだろうか。

職員定数を11人増員する議案に自民党、刷新クラブ、維新の会等が反対

職員定数を11人増員し、(仮称緑の森公園保育所開設に伴う保育士、こども誰でも通園制度開始にともなうもの、障がい者への相談体制の強化、中川・綾瀬川流域の治水対策の強化、

一心太助 幕政に物申す。



長屋から幕政
変える心意気

No.92

越谷市議会議員
白川ひでつぐ

ISSHIN TASUKE

市政リポート

議会での議決は市民生活に大きく影響するのは当然だ。賛否の判断理由を議場では勿論、不特定多数の市民に対して説明責任を果たせるのか、議決した議員の責務に他ならない

越谷から日本を回復しよう
がんばろう越谷市議会

労働基準法改正に伴う体制強化等) 令和7年度に定数を3113人にする議案に対して自民党、刷新クラブ、維新の会が反対したが賛成多数で可決された。

私が賛成したのは、以下の様な深刻な事態に対応するためだ。

- ① 職員の超過勤務時間は、全体で平均して月一人7、7時間だが市長公室行政デジタル課は、月一人25時間、市民税課10時間、資産税課12時間、介護保険課16時間、保育入所課40、8時間、生活福祉課62時間、障害福祉課13時間等市民に直接対応する課での超過が常態化している。
- ② 民間委託化では指定管理者制度やPFI事業の導入によって令和5年度では30億円の減額となっている。
- ③ 職員の給与は、全国61の中核市自治体の中では、本市は42番目で月額401,552円であり、職員の人口一人当たりの割合では27番目で63,51人となっている。
- ④ メンタル不調による長期病休、病気休職者は、令和元年で53人、令和5年度74人でこの間高止まりであり、その原因には職場の人員体制に大きな不備がある、と推測される。
- ⑤ 職員の離職者(定年を除く)は、令和元年度で98人、令和5年度123人となっており、その原因は様々だろうが身分が安定している公務員がその職を去ることは、職場の職務遂行に不全があるのではないか。
- ⑥ 必要な職員数を確保出来ないため、その補充の名目で会計年度職員(臨時雇用)で対応してきたが、令和5年度で1323人にも達している。実に全職員の30%にもなっており、3人に一人は非正規の会計年度職員であり、その給与は年額301万円で正規職員の36%にしか過ぎない。
この補充によって、何とか業務を回している実態がある。

白川秀嗣

〒343-0045 越谷市下間久里477-12
TEL&FAX 048-979-3027
<http://hshirakawa.net>
shirakawa110@gmail.com



発行
2025.3



自民党市議のクルド人差別発言？を 問題視、しかしヘイトスピーチ規制 法に規定されていない？

12月越谷市議会の一般質問の中で自民党議員が「土地利用のあり方について」資材置場等（広義のヤード）に対する規制について市長に質問した。

この質問の中で、川口市でのクルド人による数々の犯罪行為を取り上げ、クルド人による資材置き場等での騒音や臭気発生をはじめ、レイプ事件や解体した廃材の不法投棄等を取り上げ、越谷市での資材置き場等の適正化を質問した。

議会中にこれらの発言を問題視した立憲民主党、日本共産党、市民ネットの会派代表者から議長に各会派代表者会議を招集する要請を受けて会議が開催された。

この自民党議員（行政書士）は過去にクルド人から依頼された調整区域使用の申請手続きに関して、クルド人であることを理由に業務を断っており、当時X（旧ツイッター）にこれらを投稿したため、埼玉県行政書士会会長から、Xの削除命令が出されたこともあり、越谷市議会でも問題視された結果、Xへの関連投稿を全文削除し、今後十分気を付けるとの表明がなされた等の経緯があった。

そのため今回2回目の差別発言、だとしてこの3派から本人の意思や姿勢をまず問いたしたい、との意見がだされ、休憩を挟み、本人が代表者会議に出席して各代表者からの質問に答えた。すでにヘイトスピーチ規制法が制定されており、特定の民族や人種に対してその属性によって犯罪等の当事者であると指定したり、その温床になっている等の発言は、ヘイトスピーチと規定されるものである、としていることから、また今回二度目の行為であり、どの様に受け止めているのか、との質問が相次いだ。

しかし、これに対して答弁では以前Xを削除したのは、行政書士として個人情報や流布したことが職業規定に違反したため削除したものであること。またクルド人への差別意識は全くないので、何故問題視されるのが理解出来ない、との発言だった。

その後、本人は退席して再度代表者会議が再開されたが、公明党、刷新クラブ、維新の会の議員からヘイトスピーチ規制法には違反事例が具体的には明記されておらず、従って発言がヘイトかどうかは特定出来ない、との発言が続いた。

結果として、年度内に「人権やヘイト問題」の研修会を全議員を対象に開催する方向となったが、結局令和7年3月31日までに開催されることなく、問題は一切解決していない。

INVOICE

市民請願

「国に“インボイス制度”廃止の意見書」
賛成多数で採択

政府は昨年10月に、複数税率（軽減税率の8%と10%）に対応した仕入税控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が多くの反対を押し切り導入された。

この制度ではインボイスの発行事業者でない仕入では税額控除が出来ない。このため事業者の5割を占める小規模事業者や個人事業者でこれまでの免税事業者は取引先からインボイス発行を求められ、発行出来ない場合は、不当な値下げや取引停止を求められる可能性が出てくる。

このため、「インボイス制度の廃止を求める意見書を国提出する」市民請願が3月議会に提案され、自民党、公明党は反対したが賛成多数で採択された。

私は、以下の様な理由からこの請願の紹介議員となり賛成した。

- ① 仕入れ税控除のため適格請求書（インボイス）が必要となる。
- ② 免税事業者との取引を見直す必要がある。
- ③ 免税事業者は今まで通りに仕事を受注出来ない可能性がある。
- ④ 免税事業者から課税事業者になると税の負担が増える。
- ⑤ 消費税の申告・納税のかかる経理事務が増加する。

一方、導入時も現在も次のような誤った議論が政治や社会の場で表出している。

- ① 「消費税を支払っているのは消費者である」
- ② 「消費税は【預かり金】（納税前に事業者が消費者から一時的に預かるお金）である。」
- ③ 「免税事業者（年商1000万円以下の事業者）は消費税を横取り・ピンハネすることで【益税】と呼ばれる不当な利益を得ている。」

しかし、消費税の解釈が争点となった1990年3月26日東京地裁判決

- ① 「消費税を支払っているのは事業者である」
- ② 「消費者が事業者に支払う消費税分は商品や役務の一部であり消費税は【預かり金】ではない」
- ③ ゆえに消費税相当の一部が事業者の手元に残ったとしてもピンハネでなく【益税】に当たらない。

と明確に判決が出されており、誤解が完全に払しょくされた経緯がある重要な事実を、反対した政党や、会派は認識する必要がある。

八潮の下水道の話

副市長が
二人になる
話



サンシティ
整備計画の話



動画は、3分から5分です

こどもだれでも
通園制度



大規模保育園
の話



詳しくは
WEBで！！

